

栃木県自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

(名称)

第1条 この有識者会議は、栃木県自転車活用推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）という。

(目的)

第2条 策定委員会は、栃木県自転車活用推進計画の策定及びフォローアップにあたり、専門的見地から意見を聴取すること等を目的とする。

(委員)

第3条 策定委員会の委員の定数は、12名以内とする。

2 策定委員会の委員は、交通事業者、道路管理者、交通管理者、有識者、観光関係団体の役員、教育委員会委員等のうちから知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。

3 委員長は、策定委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 策定委員会は、その目的を達したときに解散する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(委員等以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、策定委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第8条 策定委員会は、原則として公開とし、議事概要は、委員会後ホームページ等で公開する。ただし、特段の理由があるときは、委員会を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元(2019)年11月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和4(2022)年3月31日までとする。